

# せいにかちょうだい きしょうがいふくしけいかく 精華町第6期障害福祉計画・

## だい きしょうがいじふくしけいかく がいようばん 第2期障害児福祉計画 概要版

### 1 けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

ほんちよう しょうがいふくし かん とりくみ ちいきせい ふ へいせい ねんど  
本町におけるこれまでの障害福祉に関する取組や地域性を踏まえつつ、平成30年度から3  
ねんかん もくひよう さだ せいにかちょうだい きしょうがいふくしけいかく せいにかちょうだい きしょうがいじふくしけいかく さくてい  
年間の目標を定めた「精華町第5期障害福祉計画・精華町第1期障害児福祉計画」を策定し、  
しょうがいふくし かん すうちもくひよう さだ けいかくてき ていきよう すす  
障害福祉サービスに関する数値目標を定め、計画的なサービス提供を進めてきました。

せいにかちょうだい きしょうがいふくしけいかく せいにかちょうだい きしょうがいじふくしけいかく けいかくきかん れいわ ねんど  
「精華町第5期障害福祉計画・精華町第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度  
まつ しゅりよう けいかく みなお おこな あら しょうがいふくし かん すうち  
末をもって終了することから、計画の見直しを行い、新たな障害福祉サービスに関する数値  
もくひよう せってい  
目標を設定するものです。

#### だい き せいにかちょうしょうがいふくしけいかく む きほんししん おも 第6期精華町障害福祉計画に向けた基本指針の主なポイント

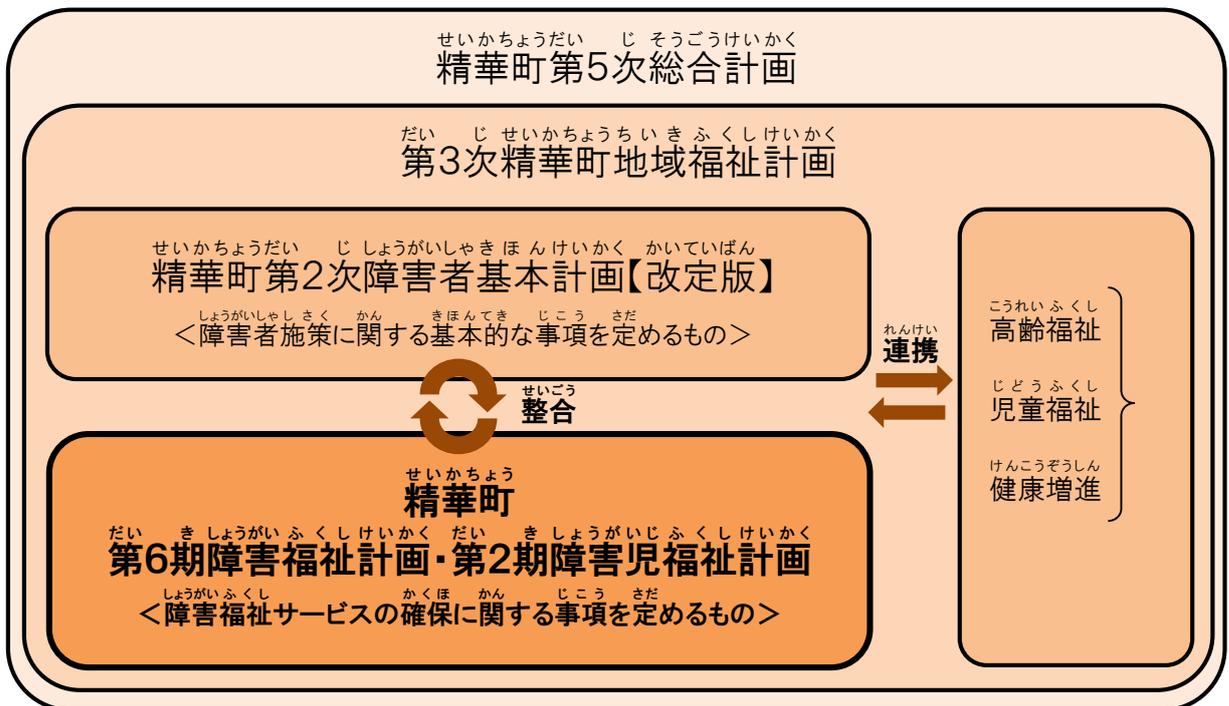
- ちいき せいかつ いじおよ けいぞく すいしん  
○地域における生活の維持及び継続の推進
- せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく  
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかとう  
○相談支援体制の充実・強化等
- しょうがいふくしじんざい かくほ  
○障害福祉人材の確保
- ふくししせつ いっぽんしゅうろう いこうとう  
○福祉施設から一般就労への移行等
- はったつしょうがいしゅうとうしえん いっそう じゅうじつ  
○発達障害者等支援の一層の充実
- しょうがいしや しゃかいさんか ささ とりくみ  
○障害者の社会参加を支える取組
- ちいききょうせいしやかい じつげん む とりくみ  
○「地域共生社会」の実現に向けた取組
- しょうがいふくし とう しつ こうじよう  
○障害福祉サービス等の質の向上

#### だい きしょうがいじふくしけいかく む きほんししん おも 第2期障害児福祉計画に向けた基本指針の主なポイント

- しょうがいじ ていきようたいせい けいかくてき こうちく  
○障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- はったつしょうがいしえん いっそう じゅうじつ  
○発達障害児支援の一層の充実
- しょうがいじつうしよしえんとう ちいきしえんたいせい せいび  
○障害児通所支援等の地域支援体制の整備

## 2 法的根拠と計画の位置付け

- (1) 障害者総合支援法第88条に規定された計画である「障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に規定された計画である「障害児福祉計画」に基づき、本町では障害者施策を推進します。
- (2) 障害のある人の支援については、様々な分野の取組を総合的かつ一体的に進める必要があることから、本町の上位計画である「精華町第5次総合計画」や「第3次精華町地域福祉計画」、「精華町第9次高齢者保健福祉計画、精華町第8期介護保険事業計画」、「精華町児童育成計画 精華町第2期子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図ります。



## 3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精華町 障害福祉計画	第5期 平成30年度～令和2年度 【3年】			第6期 令和3年度～令和5年度 【3年】		
精華町 障害児福祉計画	第1期 平成30年度～令和2年度 【3年】			第2期 令和3年度～令和5年度 【3年】		

## 4 障害福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定

### ① 地域生活または一般就労への移行の数値目標

「施設入所利用者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」「就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率」について国の基本方針を踏まえて数値目標を設け、目標達成に向けた取組を示す。

### ② 地域生活拠点等の整備

障害者の地域での生活を支援する地域生活拠点等の整備を目指して、国が示す基本指針を踏まえて、成果目標を示す。

### ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、国の基本方針を踏まえて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置などの成果目標を示す。

### ④ 相談支援体制及び福祉サービスの資質向上

「相談支援体制の充実・強化等」「障害福祉サービス等の質の向上」について国の基本方針を踏まえて質の向上に向けた取組を示す。

### ⑤ 障害福祉サービスの見込み

これまでの実績や事業者ヒアリングの結果をもとにして、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」等についてサービス量の見込みとその方策を示す。

<p>訪問系サービス</p>	<p>● 居宅介護</p> <p>● 同行援護</p> <p>● 重度障害者等包括支援</p>	<p>● 重度訪問介護</p> <p>● 行動援護</p>
<p>日中活動系サービス</p>	<p>● 生活介護</p> <p>● 就労移行支援</p> <p>● 就労定着支援</p> <p>● 短期入所</p>	<p>● 自立訓練(機能訓練・生活訓練)</p> <p>● 就労継続支援(A型・B型)</p> <p>● 療養介護</p>
<p>居住系サービス</p>	<p>● 自立生活援助</p> <p>● 施設入所支援</p>	<p>● 共同生活援助(グループホーム)</p>
<p>相談支援</p>	<p>● 計画相談支援</p>	<p>● 地域相談支援</p>

## ⑥ 地域生活支援事業の見込み

これまでの実績を踏まえて、必須事業として「相談支援事業」「地域自立支援協議会」「コミュニケーション支援事業(手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業)」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」のサービス見込み量を設け、見込み量確保の方策を示す。

これまでの実績を踏まえて、任意事業として「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」「心身障害者レクリエーション事業」「自動車運転免許取得・改造費助成」「福祉タクシー利用料金助成」のサービス見込み量を設け、見込み量確保の方策を示す。

## 5 障害児福祉計画に係る数値目標及び見込み量の設定

### ① 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針を踏まえて、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の利用体制の整備、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等についての成果目標を示す。

### ② 障害児福祉サービスの見込み

これまでの実績や事業者ヒアリングの結果をもとにして、「障害児支援」についてサービス量の見込みとその方策を示す。

しょうがいじえん 障害児支援	じどうはったつしえん ●児童発達支援	いりょうがたじどうはったつしえん ●医療型児童発達支援
	ほうかごとう ●放課後等デイサービス	ほいくしよとうほうもんしえん ●保育所等訪問支援
	きょたくほうもんがたじどうはったつしえん ●居宅訪問型児童発達支援	しょうがいじそだんしえん ●障害児相談支援
	いりょうてき じ たい かんれんぶんや しえん ちようせい ●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	

## 6 計画の推進に向けて

計画の推進策として、「進行管理体制の確立」「計画の点検・評価の方策」「計画の具現化の方策」「京都府・近隣市町村等との広域連携の方策」を示す。